3　「液体状の放射性廃棄物の保管量等」について
⑴　蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
⑵　「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃液の量を記載すること。
4　「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
⑴　原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
⑵　200リットルドラム缶に入つていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
⑶　ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
⑷　「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の量を記載すること。
5　「放射線業務従事者の線量分布」について
⑴　「職員」とは、使用者に直接雇用される放射線業務従事者又はこれに準ずる立場にある放射線業務従事者とすること。
⑵　「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。
⑶　同一人が２以上の請負業者にまたがつて作業する場合は、１人として算出すること。
⑷　有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下３桁目を四捨五入して小数点以下２桁とし、「平均線量」については小数点以下２桁目を四捨五入して小数点以下１桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。
⑸　2⑴の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。
その他
⑴　測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。
⑵　当該核燃料物質の使用施設以外の廃棄物がある場合であつて、当該施設と分けて管理することができない場合には、合算値を記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。
⑶　記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
３　第12条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

様式第３（第12条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は核燃料物質の使用等に関する規則）第　　条第　項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項
２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

様式第３（第12条関係）

フレキシブルディスク提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は核燃料物質の使用等に関する規則）第　　条第　項の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項
２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類